総務政策委員協議会記録	
開会年月日	平成 27 年 11 月 26 日
開会時刻	午後 2時14分
閉 会 時 刻	午後 3時15分
	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
出席委員名	世古口新吾
	小山 敏 議長
欠席委員名	なし
署名者	_
担 当 書 記	山口 徹
	伊勢市公共施設等総合管理計画(案)
	・自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について
	・伊勢志摩サミットの経過について《報告案件》
	・第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》
協議案件	
	情報戦略局長、企画調整課長、情報調査室長、企画調整課副参事
説明者	環境生活部参事、市民交流課長
	ほか関係参与

協議の経過

品川委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市公共施設等総合管理計画(案)」、 及び「自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について」協議され、また「伊勢志摩 サミットの経過について」、及び「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」報告があ り、その概要は次のとおりでした。

開会 午後2時14分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会します。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市公共施設等総合管理計画案について」「自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について」、報告案件といたしまして、「伊勢志摩サミットの経過について」「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」、以上の4件であります。これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いま すので、よろしくお願いします。

【伊勢市公共施設等総合管理計画 (案)】

◎品川幸久委員長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画案について、当局からの説明をお願いします。 情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

本日は、お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会をお開きいただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件につきましては、先ほど委員長仰せのとおり、伊勢市公共 施設等総合管理計画案について、ほか1件でございます。

また報告案件といたしまして2件ございます。

それぞれ担当課長等から御説明し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画案につきまして、御説明申し上げます。 資料1の1をごらんください。

本計画案につきましては、外部委員7名で構成されます検討委員会を本年2月に設置し、 これまでに6回の委員会を開催して意見をちょうだいしながら策定したものでございます。 表紙をお開きいただき、1ページに本計画を策定した背景と目的を記載しております。

人口減少、少子高齢化の進行が深刻であり、将来、公共施設等の更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっていくことから、平成26年4月に、総務省から各自治体に対しまして、今後の公共施設等の戦略的な、管理方針等を定めた計画の策定を要請されました。

こうした背景から、本市におきましても長期的な視点をもちまして、公共施設等の総合 的かつ計画的な管理を行うため、本計画を策定するものでございます。

2ページをお開きください。

本市ではこれまで公共施設の課題に対しまして、平成19年12月に施設見直しガイドラインを策定し、また平成24年8月には、公共施設マネジメント白書を発行してまいりました。本計画はこれらの理念を引き継ぐものとし、公共施設等の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置づけるものといたします。

3ページの計画期間といたしましては、今後約30年間に公共施設等の更新時期が集中するということが見込まれますことから、2044年までの30年間というふうに定めております。なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画、関連計画との整合などを踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などを充実、継続的な見直しを行うことといたします。

本計画が対象とする範囲でございますが、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有するすべての公共施設、インフラ資産といたします。

また、次に本計画を策定するに当たりましては、今後の更新費用等を推計する必要がございますが、公共施設につきましては、総務省が公開しております更新費用試算ソフトを活用し、インフラ資産につきましては、試算ソフトによらずに、各施設所管部署におきまして推計をいたしております。

4ページをお開きください。

こちらが総務省が公開しております試算ソフトの仮定の置き方ということで記載しております。

このソフトのほうでは、試算期間を調査年度から40年間、耐用年数を60年といたしまして、更新年数に一定の考え方を設定するとともに、先行して更新費用の試算に取り組んでおります地方公共団体の調査実績等から単価を設定しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

5ページの実施計画の策定でございますが、本計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針と合わせまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、これを定めております。

これらの方針等に基づきまして、本計画の実施計画として施設類型別にその所管部署に

おきまして、施設類型別計画を策定いたします。

このことから、既に策定済みの学校や保育所の整備計画や各長寿命化計画等は、本計画 策定後においては、本計画の実施計画に位置づけることになります。

ただし、策定済みの計画でありましても、本計画全体の進捗を図る視点で必要なものは 見直しを行うことになります。

なお、施設類型別計画の策定には、地域別の適正な施設配置の考え方も含め、策定することといたします。

6ページをお開きください。

第2章では公共施設等の現状と将来見通しを記載しております。

まず、公共施設の現状でございますが、平成27年4月1日現在で、保有状況は表のとおり580施設で、7ページの延べ床面積構成比をごらんいただきますと、学校と公営住宅で全体の約6割を占めており、学校が最も多くの面積を占めておりますのは、全国の市区町村に共通する傾向でございますけれども、少子化が進む中で、学校数の削減や複合化等の取り組みは、本計画で大きな要素を占めるということになります。

8ページをお開きください。

上段の地区年別の整備状況をごらんいただきますと、本市の公共施設が昭和40年代半ば 以降昭和の時代に集中して建築されておりまして、現状のまま維持管理を進めますと、大 規模改修や建て替えといった更新時期を、集中的に迎えるということがグラフから見てと れます。

9ページには、インフラ資産の平成27年4月1日現在での現状を記載しておりますので、 御高覧をください。

10ページをお開きください。

こちらからは、先月策定いたしました人口ビジョンのほうから、人口の推移と将来展望 を記載しております。

今後の人口構成の変化は財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化にも大きく影響を及ぼすことを認識していかなければならないというふうに整理をしております。

13ページをお開きください。

財政の現状につきましては、13ページに歳入、14ページには歳出、それぞれ平成17年度から10年間の推移を分析しております。

15ページの公共施設等にかかる更新費用の見通しでございますが、本市が現有する公共施設をそのまま持ち続けた場合の更新費用と、インフラ資産に対し長寿命化対策等を実施しないと仮定した場合の更新費用と、これらを合計いたしますと、2015年からの40年間で約4,169億円が必要になりまして、1年あたりでは約104億円ということになります。

これらにつきまして、16ページで公共施設、インフラ資産別に分けて表示しておりますので、御高覧をいただきたいと思います。

17ページには第2章総括としまして、本市の現状と課題の基本認識を整理しております。 現状のままでは更新時期を集中的に迎え、財政負担が懸念され、将来公共施設等の更新 は財政上の大きな課題となります。

将来の公共施設等のあり方を確認することを求められ、それには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要となります。

18ページをお開きください。

第3章では公共施設等の管理に関し基本的な考え方といったものを記載しております。 まず、基本的な考え方でございますが、財政負担の軽減及び平準化と、その一方では、 安全安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供、こちら目指すことを本計画の共通 方針としております。

19ページの基本方針でございますけれども、本計画の対象とする公共施設及びインフラ資産については、提供する公共サービスにおける役割に違いがあるというところからそれぞれに基本方針を定めております。

具体的には、公共施設につきましては、その役割が市民生活、及び市民活動の場を提供するというところから、基本方針としましては、保有総量を抑制し、更新・維持管理費用を削減するなど、4点としております。

一方、インフラ資産については、その役割が日常生活や経済活動における重要な基盤でありまして、大規模災害時等に重要な基盤施設となるところから、既に敷設しました道路などを廃止をしまして、総量を抑制するということは難しいというところから、基本方針としまして、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化や、新規整備は安全確保・生活環境維持を重視する中で、優先度を計り実施するなど、4点というふうにしております。

20ページをお開きください。

目標値の設定と目標達成の手段でございます。

考え方は囲みの枠内に記載しておりますけれども、計画期間におきます、更新及び新規整備にかかる費用の見込み額と人口規模から算出した充当可能額、こちらとの差額を目標値とし、目標値は、公共施設、インフラ資産別にするとともに、中間目標を設定し、目標達成を目指します。

また、目標達成の取り組みは更新等費用の抑制と、充当額の確保の双方から進めることとし、目標達成の手段は公共施設、インフラ資産それぞれの基本方針を踏まえ設定をいたします。

この考え方に基づく目標値につきましては、目標年度とする2044年の将来人口として、 人口ビジョンにおきまして、展望します生産年齢人口4.9万人をもとにいたしますと、 2015年から2044年までの30年間で1,445億円の目標達成を目指すということといたします。 公共施設、インフラ資産別の10年ごとの中間目標は表のとおりでございます。

また、21ページには目標値を算出しました内訳を、22ページのほうには目標設定のイメージを記載しておりますので、御高覧ください。

22ページの目標達成の手段でございますけれども、目標達成していくには、更新等費用の抑制を進めるということが大前提となりますけれども、その一方では、充当額の確保を必要となりますので、双方から取り組みを進めることといたします。

23ページには更新等費用を抑制する手段を記載しております。

提供するサービスの違いから、公共施設とインフラ資産それぞれに手段を定めておりまして、公共施設につきましては、大規模改修や建て替え時に統合、廃止を積極的に行うことを初め5点を、インフラ資産については、適切な維持管理を徹底し、審査の長寿命化を図ることを初め5点を、更新等費用を抑制する手段としております。

次のページには取り組みのイメージを記載しておりますので、御高覧ください。

25ページをご覧いただきます。

充当額を確保する手段を記載しております。

公共施設については、施設の廃止後の跡地を売却し、売却益を得ることや、国県等の可能な限り有効な交付金等の財源措置を活用することを初めとしまして7点を、インフラ資産については、3点を充当額を確保する手段というふうにしております。

26ページから28ページまでは、公共施設等の管理に関する基本的な実施方針を記載しておりますので、御高覧ください。

29ページをお開きください。

ここでは公共施設についての将来の方向性を導き出すための整備方針を定める具体的な 手順を記載しております。

まず、公共施設の使用状況等の管理情報等を記載、整理しました施設カルテを作成いたします。

次に、将来の人口減少や年齢構成の変化に応じた施設の利用ニーズ、及び財政の見通しと安全安心を担保する観点から目標値の達成を見据え、施設類型別及び地域別の適正保有量を把握いたします。

そして、30ページの③のほうに書いておりますとおり、基本方針や実施方針等を踏まえながら、施設カルテ、施設類型別及び地域別の必要保有量を総合的に分析評価をし、将来保有を続ける施設、共有を廃止していく施設、他の施設へ統合していく施設等を検討いたしまして、施設類型別計画を策定いたします。

施設、個々の評価への種類については、表のとおりでございます。

31ページには、公共施設等の将来の方向性を導く手順をイメージとして表現させていた だきました。

32ページをお開きください。

第4章、推進体制でございます。

まず、全庁的な取り組み体制でございますが、行政財産の管理状況は必ずしも情報が全庁的に共有されているとは言えません。

今後は、庁内に関係部局長等により構成されます、公共施設等管理調整組織を設置し、 部局横断的に検討を進める体制を整備いたします。

また、必要に応じ、その下部組織として作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取り組みを進めてまいります。

また、公共施設等の全体的な情報を管理集約し、総合調整を行う担当部署を設置し、財政担当部署との連携を図りながら、適切な管理と推進を実施してまいります。

その他33ページに示しますとおり、財政との連携、情報の管理と共有、フォローアップ、 議会や市民との情報共有を図っていくことといたします。

34ページをお開きください。

第5章では今後、施設類型別計画を策定していく上での、基本的な考え方を基本方針と して示しております。

34ページから58ページまでに、公共施設における類型別の基本方針を、続く59ページから72ページまでにインフラ資産におきます類型別の基本方針を、それぞれ記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

なお、各常任委員協議会で所管される施設と、5章の施設類型との関連につきましては、本日の資料としてお配りしております資料1の2、そちらをご覧いただきたいと存じます。最後に今後の予定を申し上げます。

議会から御意見をいただいた後、12月11日から1月15日までパブリックコメントを行いますとともに、この期間中に、市内4カ所で説明会を開催し、市民の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

頂戴した御意見を参考にさせていただき、今年度中に、本計画を策定することとしております。

なお、施設類型別の計画につきましては、来年度に策定を進めますことから、施設類型別計画策定以降の予算編成に反映をさせまして、策定までの期間は、本計画の基本方針を考慮して実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。 野崎委員。

○野崎隆太委員

まず、質問の前に少し意見から、言わせていただこうかなと思います。

正直この資料を拝見をさせていただきまして、以前より議会からもですね、公共施設のマネジメント白書が出て、その後どうやって実行計画をつくっていくのかっていうふうな、どうやっていつ実施するんだって形で、たびたび意見が出たことは、御承知かと思いますけども、このタイミングでですね、この形で資料が出てくるというのは、私はすごい、たいへんな違和感というか、3年間寝てたのかというぐらいの違和感を覚えております。

というのも、本来であれば、もう3年近く経っているわけですので、実施計画が出てくる時期だと思っております。

あまりにもスピードがない、スピード感がない、やる気がないというか遅い。

もう今日は決論が出る日だと僕は思ってるぐらいの気持ちなんですけども、そのあたりスピード感とか、やってることの妥当性といいますか、どのようにお考えかお聞かせください。

◎品川幸久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

これまでの公共施設の関連でございますけれども、委員の御指摘のとおり、平成20年8月に白書を発行してまいりました。

その後、講演会を開いたり、広報いせのほうで公共施設についての課題を申し上げてまいりました。

その後、平成24年4月に、総務大臣のほうから通知があったわけですけれども、この通

知の中では、今までがいわゆる建物といいますか、公共施設、箱物だけを対象として、伊 勢市のほうでは検討しとったわけですけれども、こちらの記載のとおり、公共施設だけで はなくて、本市が保有するインフラ資産を含めたすべてを対象にするようにというふうな、 要請ががございました。

そちらの要請をもとに、平成26年度から作業にとりかかってまいりました。

その後、先ほど報告しましたとおり、外部委員の皆さんからも御意見を頂戴すべきというなところになりましたので、外部委員会を設置をいたしまして、本日、この計画案を皆様のほうにお示しをしたところでございます。

本計画につきましては、基本的な方針といったものを記載しておりますので、この方針のほうを、全庁的な課題ということで共有をしながら、来年度におきまして、施設類型別の計画を策定したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

国の方針が変わったからとか、よその意見を聞かないけなかったとか、すべて申し訳ないですけど言い訳にもならないようなレベルだと思います。

結局そのふえたものに関して別にあとで追加すればいいだけで、施設の方針を決める時間は正直言って3年あったわけで、個々の施設に関しては当然検討もできたわけなんで、道路とか橋だとかそれが入ってきたというのは、そこだけ後においときゃいいだけの話で、何の言い訳にもならない御答弁だったかなと思います。

もう1点お聞かせください。先ほど、実施計画、来年度という話があったんですけど、 実行に移されるのはいつからされるのですか。

◎品川幸久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

来年度、公共施設総合管理計画の基本方針に基づきまして、作業部会とか調整組織等の ほうを設置いたしまして、また、職員のほうと情報共有するための研修会等も開きながら、 この方針に基づきまして、施設類型別の計画を来年度に策定するつもりでございます。

これにつきましては素案というふうな位置づけにしたいというふうに考えております。

これにつきましては、調査等を行うなどの段階を踏んで策定する必要もあるものもあるかと思いますので、そういったもの除きまして、来年度中には、個々の施設をすべて対象としました素案を策定したいというふうに思っております。

その素案につきましては、議会や市民の皆さんからの受益者としての理解を得ることが必要であると思っておりますし、また今後の施策の動向を見て左右することも必要だというところで素案という位置づけにしたいというふうに考えております。

29年度からは、その素案をもとに、住民説明会を開催したいと思っておりますし、また

その素案の中から取り組めるものにつきましては、順次取り組みを進めていきたいという ふうに考えております。

○品川幸久委員長野崎委員。

○野崎隆太委員

今の話からすると29年度の住民説明会までは、素案のままずっと行くということだけは わかりました。

もう一つ公共施設というのは、基本的にどのような考え方を今されておるのかわかりませんけども、私は本来、そのまちの方向性であったりとか、そのときの住民であったり、 為政者だったりがどういうまちづくりをしたいかっていう中で、つくられてくるものだと思ってます。

少し大きな話をするとピラミッドとか、凱旋門とかも当然公共施設の公共工事に含まれますし、どのようにまちづくりをするのかというのが、この公共施設の役割の一つ、市民のシンボルであったりだとか、そういうようなものの一つであると思います。

今、この計画の31ページ、公共施設の将来の方向性を導く手順ていうようなページがあるんですけども、ここに、例えばその、安心安全とか施設カルテとかはあるんですけども、例えばどういうまちづくりをしたいかというまちづくりのビジョン、のためにある公共施設、その公共施設として何の目的のためにそれは建っとるのかっていうのは、上のほうには来てないんですけども、基本的に判断は、利用者のニーズと財政力をもって判断をする、その目標の達成の手段とか、これ全部、来とるんですけども、公共施設が本来もっとる意義とかすべて、その財政とかの下に来るというふうな理解でよろしいですか。

○品川幸久委員長 情報調査室長。

●浦井情報調查室長

今御指摘をいただいております、公共施設の市民サービスへの役割ということではないかと思っておりますけども、こちらにつきましては、この計画書の3ページの計画期間のところと、それから20ページの目標値のところにも記載をしておりますけれども、この目標値につきましては、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進捗状況、上位計画関連計画との整合といったところを捉えるというように考えておりまして、この公共施設の計画だけで、まちづくりを進めるわけにはなりませんので、ほかの上位施策等との連携を図りながら、この計画につきましては進捗を図ってきたいというふうに考えております。

○品川幸久委員長野崎委員。

○野崎隆太委員

今の上位計画というのは、国の上位計画の話なのかなと思うんですけども、この図31ページの図で見ると、先ほどの例えば小学校の適正配置・適正規模の計画は、実施計画の中に含まれるっていう話だったんで、考え方としては、上位計画はこちら、今までに出て来とるこの資料が適正規模適正配置の上位になる、というような説明だったかなと思うんですけども、その考え方で、あの学校だけの答弁になるのかわかりませんけども、その考え方であってますよね。

◎品川幸久委員長 情報調査室長。

●浦井情報調査室長

ここに書いております上位計画と申し上げますのは、市で言います、こちらの市のほうの計画ということになりますので、総合計画でありますとか、あるいはまちづくりの関係の都市整備のほうで作ります計画でありますとか、そういったものとの連携も図りながら、この公共施設につきましては、基本方針のほうで書いておりますとおり市民の皆さんへの公共サービスの役割というものが、きちんと定めておりますので、その役割を失いませんように、他の計画との連携も図りながら、進めて行きたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長野崎委員。

○野崎隆太委員

もう最後に意見だけにしますけども、少しそのはっきりしないところがある気がします。 実施計画が出てきたときには、はっきりするのかなと思うんですけども、この計画の中に は、先ほどこの計画を中心として、他の計画と少し差異が出てきたときは、先ほどであれ ば具体的にどこだったかな、計画のほう、実施計画のほうを変更することもあるっていう ような形で記載があったかと思います。

ですので、何がしたいのかというとあれなんですけども、1番上にくるものは何なのか というのをもう少し明確にしておくとわかりやすいのかな、財政であれば財政で構わない と思うんです。それが市の方針であれば。

そうでないんであれば、いったい何が判断の基準になるのかなというのは、少しこの資料だけではわかりにくいので、もう少しその辺を、また改めて御説明をいただければなと思います。

意見ですので結構です。

◎品川幸久委員長他に御発言はありませんか。黒木委員。

○黒木騎代春委員

私も人口の動向によって、公共施設のあり方について方向性を決めて行くこと自体、否定するものではありません。

ただ議論の前提でちょっと質問を始めさせてほしいんですが、7ページに記載されております、市民1人当たりの公共施設の延べ床面積、これを参考として比較したグラフ示されておりますけれども、全国平均では、調査機関によりますと981、データがないところもあるんかして、平均が3.42平米、伊勢市では、2.82平米となっております。

同時に、財政指数を比較する際の類似団体にあたる県内で桑名市と比較した場合、伊勢市は桑名市の82パーセントの水準というふうに思いますけれども、この違いについて、どんなようなそれぞれ特徴があるというふうなことは、分析されたことありますか。

◎品川幸久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

たいへん申し訳ございませんですけれども、今、委員の御指摘のありましたことについ ての分析はいたしておりません。

ただ、この計画を策定するに当たりまして、公共施設等インフラ資産それぞれで、市民へのサービスにおける役割が違うというところを明記をさせていただきまして、それぞれ見失うことのないように、この公共施設の適正化についての計画の推進を図っていきたいというところにつきましては、見失わないようにやっていきたいというふうに思っております。

そういった点でこの目標設定につきましても金額の削減だけではなく、必要に応じては、 充当財源のほうも確保するということで、両方との双方から計画を進めることによりまし て、市民への安心安全というものを見失わないように、この計画の推進を図っていきたい というところで、こういうふうな計画とさせていただいております。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。けどこの数字だけ見ますとですね、これ判断指標にしますと、伊勢市は 比較的、融通が利く状況なんかなというふうな認識も出かねないような状況だと思います。 内容について、明確にする必要もあるんではないかなと思います。

それともう1点お伺いします。

この間、別の委員会でも、市民に対する説明についての御質問ありましたけれども、総務省のこういうものをつくっていく指針の中にはですね、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ、策定することが望ましいとされておりますけども、そういう意味でどのように、丁寧にということやと思いますけれども、それについての考え方を再度教えてください。

○品川幸久委員長 情報調査室長。

●浦井情報調査室長

すいません。

先ほどの繰り返しになってしまうかわかりませんですけども、マネジメント白書を発行した際に、公共施設の課題につきましては、市民の皆様のほうへ講演会を開いたり、広報いせのほうでシリーズ化をいたしまして、1年半にわたりまして、意識啓発に取り組んでまいりました。

この計画につきましては、少し遅れておったという部分もあると思っておりますけれども、今年度中に計画を策定いたしまして、この課題についての取り組みを進めていきたいというところもございまして、12月の11日からパブリックコメントをする最中に、市内4カ所のほうで、住民説明会の開催をさせていただきます。

その住民説明会を開催させていただくのは今年度ということになりますけれども、来年度につきましても、広報いせのほうできちんとこの計画についての趣旨、考え方等を説明させていただきまして、市民の皆さんへの周知については、徹底させていただきたいと思っております。

また、29年度からは、素案を元にいたしまして、住民説明会のほうを丁寧に開催してい きたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。

同じくその指針の中では、管理計画について、まちづくりのあり方に関わるものである という認識でやっていくことが必要とされております。

そういう意味で、地域住民の自主的なまちづくりの方向性と、今まちづくりというのを 重点的にやってるわけですけども、その方向性と整合性がとれたものとなってくることが 必要だと思います。

ただこの間、専門的な知見を持った人の協力も得て、詳しく緻密に議論をしていただいたと思うんですけども、そういうところとの整合性というのがですね、大事やと思います。これでいくんだということで、その納得いくような説明っていうんじゃなしにですね、協働してつくっていくという意味では、さまざまなレベルでのまちづくりに関する組織単位での議論をですね、一緒にやって、協働してやっていくということが、支持され実行を支えてもらえる、そういうものになるんやないかと思うんですけども、それについてどのように、考えてみえるかお願いします。

◎品川幸久委員長 情報調査室長。

●浦井情報調査室長

32ページの推進体制というところを説明させていただきました。

この全庁的な取り組み体制をつくるということにつきましては、総務省からの指針の中の必須項目ということになってまいります。

これについては、公共施設がまちづくりの中で、非常に重要な位置づけを占めるということになってまいりますので、横断的に全庁的に協議をして進めていくようにというふうな指示もございます。

ということでございますので、我々としましても、この公共施設について、横断的に、 それぞれの職場の皆さんと協議をしながら、どういった公共施設を残していく、存続させ ていくのがいいのかっていうところをきちんと協議をさせてもらいたいというふうに思っ ております。

それから、先ほど、施設類型別計画、来年つくるものについては、素案というふうなことを説明させていただきました。

これについては、行政のほうが一方的にこの計画を進めるということよりも、ではなく、 行政として一旦考えるっていう位置づけの中の素案といたしまして、議会や市民の皆さん からの、受益者としての理解を得るということも必要だというところから、まずは素案と 位置づけさせていただきまして、皆さんときちんと協議をしていきながら、この計画の進 捗を図ってきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。 野口委員。

○野口佳子委員

すいません。11ページのところの人口の将来展望のところで質問させていただきたいんですけど、目指すべき将来の方向というところなんですけども、若い世代の結婚、出産そして子育ての希望を叶えて、合計特殊出生率を向上させるという前にまず安定した雇用の創出と新しい人の流れを生み出し、社会増減ゼロを目指すというところが書いていただいてあるんですけども、これはどのような方向でされるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

こちらのページにつきましては、先月策定いたしました人口ビジョンのほうから抜粋したページでございまして、人口の考え方につきましては、将来展望について人口ビジョンのほうできちんと整理をさせていただいております。

その中から抜粋するものとしてここに記載しております。

ですので、将来展望の中では、12ページをごらんいただきますと社人研の推計をもとに

計算いたしますと、2060年が6万6千人程度の人口になるものを、先ほどご指摘いただきました目指すべき将来の方向に向かいまして施策を進めることによりまして、9万人が展望できるっていうようなところを将来展望としておりますので、この人口の将来展望も踏まえて、これからの公共施設についての方向性を見定めていきたいというところで、ここのほうで整理をさせていただいております。

なお、10ページの表のですね、上に矢印を二つ付けさせていただいておりますけれども、これからは人口構成の変化といったものをきちんととらえて、財政力の低下、公共施設に対するニーズの変化、こういったことが大きく影響を及ぼしてくるということを認識しながら、公共施設等の方向性につきまして、今後の施策を展開していきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

野口委員。

○野口佳子委員

わかりました。

本当に安定した雇用の創出がないとなかなか伊勢市に住んでいただけないと思いますので、これにつきましても、何とか頑張っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について】

◎品川幸久委員長

次に、自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について、を当局から説明をお願いいたします。

市民交流課長。

●北村市民交流課長

それでは、自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について、御説明をさせていた だきます。

その前に、たいへん申し訳ございませんが資料の訂正をお願いいたします。

資料2のですね、裏面2ページの一番下の表でございます。

平成25年度から27年度の表でございますが、ここの拡声放送設備の段の備考のところで ございます。

記入漏れがございまして、その上の27年度の拡声放送設備の備考で、追加分3、(旧伊勢地区2、点、旧御薗地区1)というのがありますけれども、その部分が丸ごと抜けておりますので、追加をよろしくお願いいたします。

すいません、それではよろしくお願いいたします。

先ほど総務政策委員会で、27年度進捗状況及び予算の執行状況の中でも御協議をいただきましたが、自治会コミュニティ放送設備補助事業につきましては、防災行政無線のデジタル化により、一部地域で使用してきた戸別受信機が平成25年度末で廃止になりましたが、コミュニティの醸成のため、その代替措置として、補助制度を創設し、平成25年度から27年度の3カ年の限定で自治会コミュニティ放送の整備を支援をしております。

この度、この事業につきまして、一部の地域で追加世帯に対する補助継続の要望書が提出されたこと、市議会からも追加世帯に対する補助継続の御意見をいただいたこと、自治会さんからの聞き取りで、今は白石持ち行事や地域の神社の遷宮等で、自治会予算に余裕がないなどの意見をいただいております。

今年度、この事業を検証する中で、まだ導入を検討している自治会があること。 世帯数が増加すると何らかの情報伝達手段が必要となります。

また、自治会への加入促進もつながること。戸別受信機などは情報が蓄積されるため、 情報伝達手段として有用であることなど。コミュニティの活性化を推進していくために、 来年度以降も事業を継続していくべきと考えたものであります。

資料2を御高覧ください。

1ページ表面には、補助事業の現行制度等と継続案を記載をしております。

平成25年度から実施していただいた自治会さんは、3カ年限定ということで進めていただきました。

本来、今年度でこの事業は終了することとしておりましたが、先ほどの検証の結果のとおり、補助率は2分の1とするものの、コミュニティの活性化を推進していくためには、この事業が必要と判断させていただいたことから、継続して実施をさせていただきたいと考えております。

施行期間は前回と同様、今回も3カ年と限定し、平成28年度から平成30年度までとしたいと考えております。

なお、資料2の2ページ裏面には、平成25年度からの補助事業実施一覧を記載しておりますが、平成27年10月現在、25年度から平成27年度までの実績は、表の一番下の数字のとおりで、自治会数で60自治会、補助金額にして約2億3,600万円となる予定でございます。以上、自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について御説明申し上げました。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただ今の説明に対しまして、御発言はありませんか。 はい、岡田委員。

○岡田善行委員

すいません。まずとりあえず先ほどのときも質問させていただいた中で、将来性のことですのでこちらで聞かせて欲しいのですが、こちらのほう考え方まずお聞かせください。

これまあ3年間今後延長させるっていう話、今の話ですと、自治会さんが白石曳き等で自治会予算がない。

また、今後伸びていく可能性、そういうことを考えて延ばすということです。

それでまた自治会コミュニティの推進を進めるために必要、こういう点は私もそう思っております。

この事業としては僕は追加で継続するというのはやぶさかではないと思っているんですが、こういう考え方をしますと、今後3年間の後、またそのような要望が出てきた場合、また延長をしなければならないという理論になると思うんですが、そういう考え方はどういうふうに考えたのか、お聞かせください。

◎品川幸久委員長

市民交流課長。

●北村市民交流課長

原則的に補助金ということでございますので、過去にあった補助金適正化委員会等の指摘でもですね、終期を定めるというふうなことを聞いております。

そういったことで、この補助金は一旦、30年度でということでまた今回もさせていただくわけでございますけれども、30年度までに、その結果をまた検証させていただいて、その31年度以降の方向性を決定していきたいというふうには考えております。

◎品川幸久委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。また30年度に考えていきたいということを今お聞かせいただきましたが、 過去の話ですと記憶ですと3年間でもうやめますと、ここまでで全部いたしますという話 を、最初当局は出してたと思います。

そういうこと考えますとね、今までの人だと3分の1で今後の方だと2分の1、そうなると思うんですが、公平性の観点からすると、ちょっと、そこらへんが、ごめんなさい、3分の2ですね、3分の2で前の人のほうが補助率高くなる。

確かに、そこまでにやらなければならないということは解るんですが、多分この自治会、 先ほど白石曳きとか今後伸びていく可能性、この伸びていく可能性で小俣があると思うん です。

たぶん今後、団地が伸びて大きくなったときに入りたいのでもう少し待ってというふうに私は理解をしておるんですが、そういう点考えるとやはり公平性考えるとちょっと問題あると思うんですが、そういった点はどういうふうに考えたかお聞かせください。

◎品川幸久委員長市民交流課長。

●北村市民交流課長

3年間でですね、委員仰せのとおり終了するというふうに自治会さんのほうに周知をしてきました。

今回、そういった理由で継続ということになりましたけども、継続するなら、3分の2という高いですね、補助率はもう当初の3年間だけというふうに考えさせていただいたところでございます。

確かに60自治会実施をしていただいたところでございます。

特例的という部分もございますので、今後は2分の1というふうに考えさせてもらった ところでございます。

○品川幸久委員長岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。まあ特例的ということがわかってそこで2分の1に下げる、その考えは わかるんですが、今回要望を出しているところは多分新しい自治会になられるところだと 思っておりますけども、元からある旧自治会のままのところが要望出しているんでしょう か。そこのところ教えてください。

○品川幸久委員長市民交流課長。

●北村市民交流課長

旧の自治会のほうからですね、世帯の追加になった場合の補助の継続をというところで 要望をいただいております。

〇品川幸久委員長岡田委員。

○岡田善行委員

すいません、世帯の追加ということですと、それは、後で質問しようと思ってたんですが、タブレットなり戸別受信機、そういう追加だけの補助という考えでよろしいんでしょうか。

○品川幸久委員長市民交流課長。

●北村市民交流課長

要望の内容は委員仰せのとおりでございます。

◎品川幸久委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。そう考えますと、今、今後、どこの地域でもそうですが、新しい家が建った場合の追加予算ということになってくると思います。

そう考えると、これ3年間で、これからあと新しい家が建たないということは絶対ないと思うんですが、そう考えますと、新築物件ということで限りになってますので、各世帯一度限りになってますので、そう考えましたら、その1度限り3分の2の補助、それで新築の場合許可するっていう考え方に持っていったほうがいいと思うんですが、公平性の観点からもそう思うんですが、そういう考え方がなかったのか、お聞かせください。

◎品川幸久委員長

市民交流課長。

●北村市民交流課長

先ほどからですね補助率のことについては説明をさせていただいたところでございます。 3年間で3分の2ということで、させていただいたところでございますので、今後につ きましてはですね、2分の1の補助率というふうなことで、新しい住宅地もそうですし、 古い旧からの自治会のほうにも、そのような形でお願いをしたいというふうに思っており ます。

◎品川幸久委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。たぶんこのまま行っても3分の2と2分の1のところで平行線になると思いますが、私の考えからいたしますと、やはり公平性も考えて、それも自治会加入率を促進させる、またあの今後は、新しい団地等できて新しい自治会ができる、そういうところを考えても、この事業として悪くないので、自治会のほう必要となるなら、できるだけ使いやすい方向に持っていきたいと思ってますので、そういうことも検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。 野崎委員。

○野崎隆太委員

一点だけ、もし把握をしておれば教えて欲しいですけども、これ基本的に拡声の放送設備以外の二つか、その二つは、それぞれ所有者が自治会になるのが前提やったと思うんですけども、そのあたりですね、例えば逆に亡くなられた家とか引っ越した家とかですね、自治会へ、その戸別受信機もしくは、このメールの配信設備のタブレットのほうを、所有を戻しとるというか、自治会のほうで戻ってきて管理する台数とか、もしご存じあれば教えていただきたいんですけども、その辺の話って聞かれてます。

◎品川幸久委員長

市民交流課長。

●北村市民交流課長

たいへん申し訳ございませんが、その数字については把握はしておりません。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど岡田委員のほうからもこの3年間の中で、その後どうするのっていう話があった んですけども、場合によっては、この3年間の中で、上手な回し方をすれば、ひょっとし たら、設備のほう余ってくるんじゃないかなと正直言うと思っております。

そのあたりで、自治会のほうでですね、制度を一緒につくっていくことも必要じゃないかなと思ってますんで、そのあたりも少し柔軟な考え方をしていただいてですね、どうやってしたら継続ができるのか、補助金なしでも継続ができるのかという方法をこの3年間の中で確立を是非していただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。他に御発言はありませんか。 副委員長。

○吉岡勝裕副委員長

少し意見を述べさせていただきます。

予算委員会でも検討していただくようにお願いをさせていただきまして、こういった形でまとめていただいたということは、評価をいたしたいと思います。

率がですね、3分の2から2分の1ということにはなりましたけども、私個人的には、 折衷案としては、そういったところで、うまくまとめていただいたところではないかな。

今まで、もうなくなるといってたところもですね、家が建ってくるところも、これで少し、率は下がりますけども、一緒にやっていただけるところもふえてくるんじゃないかと思いますし、先日、課長もですね、出席していただきました小俣地区における、新しい自治会、大仏山のふもとにできました自治会等もですね、まだ、どういった地区が、自治会

が出てくるのかっていうのはわかりませんけども、やはりそういった地区もあるということでですね、こういった形でまとめていただいたことについては評価したいというふうに思います。以上で、意見とさせていただきます。

◎品川幸久委員長

他に発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢志摩サミットの経過について】

◎品川幸久委員長

次に報告案件といたしまして、伊勢志摩サミットの経過について、当局から報告を願い たいと思います。

企画調整課副参事。

●小林企画調整課副参事

それでは、伊勢志摩サミットの経過につきまして、御説明申し上げます。

資料3をごらんください。

1 これまでの主な流れとしまして、6月5日に安倍首相がドイツエルマンサミットへ出発する際、2016年のサミットを伊勢志摩で開催する旨、発表してから、その後の主なものを時系列に記載しております。

6月26日に伊勢志摩サミット三重県民会議が設立され、三重県職員を中心に、市町から の派遣職員、企業等からの派遣などで、事務局が構成され、三重県の事業推進調整窓口と なっており、現在の調整事項の主なものは、この県民会議事務局を通じて行っております。

表の下段、欄外になりますが、米印で記載のとおり、現在、会員は114団体、事務局構成は、県職員37名、市町職員5名、国4名、企業団体から19名の計65名の事務局となっております。

県民会議の事業計画は、2枚目の別紙1のとおりでございます。

開催支援に関すること、おもてなしに関すること、明日へつなぐに関すること、三重の発信に関すること、の4本柱の事業計画となっております。

戻っていただきまして、続きまして 2、県への提案等、これまで行ってきた提案等でございます。

配偶者プログラムの訪問先、配偶者プログラムのコンテンツ案、またレセプションなど、 関連する事業で提供される食材の推薦、レセプション等での実施可能な伝統芸能等、県が 実施するプレスツアーへの取材先、サミット参加国との交流について、県または県を通じ まして国へ提案をしてまいりました。

次に3、市の実施事業のうち予算事業等につきましては、9月の補正予算で議決いただいたものが主なものとなってございます。

連携事業としまして、まず1点目は、伊勢工業高校の協力を得まして、伊勢市独自のカウントダウンボードを製作いたします。

完成品は、サミット開催150日前に当たります12月28日に、本庁舎1階に設置の予定で

ございます。

2点目は、伊勢志摩サミットと伊勢おもてなし会議との連携でございます。

おもてなし会議の構成員は記載のとおりで、これまでに指さし会話シートの作成、県民会議が進めるクリーンアップ活動や、花いっぱいおもてなし活動を実施していくことを決定しております。

つづきまして4番、その他の団体の動きとしまして、伊勢市観光協会がサミット対応委員会、それから伊勢商工会議所がサミット特別チームを設置しております。

5番の今後の予定としまして、別紙2をごらんください。

折り畳んだものでございます。

おもてなしに関する事項の実施予定を表にしております。

縦に実施項目、横に実施時期の形になっておりまして、実施済みの10月までの部分はグレーの網掛けになっております。

クリーンアップ活動をサミット開催100日前の2月16日前後、それから5月中旬の開催 直前ぐらいにおもてなし会議を中心に各種団体、市民に呼びかけて実施する予定でござい ます。

また、花いっぱいおもてなし活動を開催50日前の4月6日前後に実施する予定でございます。

おもてなし会議の指さし会話シートの取り組みにつきましては、3月の完成を目指して、 現在作業にかかっているところでございます。

県民会議の取り組みとしましては、第2回サミットフォーラムを1月16日に鈴鹿市で開催することとなっております。

なお、表に記載はございませんが、三重県、三重県警察本部、海上保安庁合同の自治会 長を対象にいたしました住民懇話会が、伊勢市、志摩市、鳥羽市、南伊勢町でそれぞれ開 催されることとなっております。

伊勢市は12月10日にハートプラザみそので行われる予定でございます。

以上、伊勢志摩サミットの経過につきまして御報告申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件につきましては報告案件でございますが、ただいまの報告に対して、特に御発言が ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢市総合計画の進捗状況について】

◎品川幸久委員長

次に第2次伊勢市総合計画の進捗状況について、当局から報告を願いたいと思います。 企画調整課長。

●辻企画調整課長

御説明前に資料に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

資料4の1各所管別対象箇所の表、産業建設委員協議会の対象の欄中、第7章都市基盤 整備になっておりますのは、第7章都市基盤の誤りでございます。

おわびをして訂正をいたします。申しわけありませんでした。

それでは、第2次伊勢市総合計画の進捗状況につきまして御説明を申し上げます。

昨年10月に策定をいたしました第2次伊勢市総合計画につきましては、各政策分野ごとに数値目標を設定し、PDSサイクルにより、毎年度進行管理を行うことといたしております。

平成26年度の取り組みについて、各所属での自己評価を経て、総合計画審議会に諮問を し、答申を得ましたので、その概要を御説明申し上げます。

資料の4の1でございますが、上段の表は、第2次総合計画の全8章の各常任委員協議会の所管をお示したもので、総務政策委員協議会の所管は第1章、市民自治・市民交流、第5章、防災・防犯・消防、第8章、市役所運営でございます。

下段は総合計画審議会の開催状況でございます。

3回の会議を経て、去る11月16日に答申をいただきました。

資料4の2、こちらが答申書の写しでございます。

- 1進捗管理(評価)のあり方と、2分野別意見で構成されております。
- 1進捗管理評価のあり方の(1)目的につきましては、内容を点検し評価することによって、計画の妥当性を確認し、今後の施策に反映させるという目的は妥当であるとの御意見でございます。
- (2)対象では、個別施策は取り上げているものの、全体を網羅した序章への評価や公的位置づけの検討などの記述が少し不足していること、また記載のない関連項目の評価については、追記などの措置をとるようにとの提案、及び指摘がございました。
- (3) 方法では、個別施策の評価において、庁内横断的な視点が不十分であったこと、また評価の深さを統一するための評価シートの設計、及び構築、そして今年度の国勢調査の結果など、時宜に応じた適切な数値データの活用について御意見をいただいております。

裏面の(4)体制では評価を行う主体や評価対象の明確化と庁内横断的な評価体制の整備、評価について言及をされております。

また、(5)では評価を行う時期は、進行中の施策や今後の具体的な計画展開とも関係 していることから、効果的な時期を設定するようにと提案をいただいております。

2分野別意見の総務政策委員協議会関係分は、次ページの第1章、また、裏面の第5章 第8章に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、御高覧を賜りますようお願い申し上げます。

資料4の3は、平成26年度の主な取り組みと今後の方向性でございます。

また、資料4の4、こちらは、通知事業の推移による進捗状況を各章ごとにまとめたもので、総合計画審議会の諮問に付した資料でございます。

詳細な説明は、割愛させていただきますが、資料4の4、こちらに一覧表を記載しておりますが、総務政策委員協議会所管の第1章第5章及び第8章の自己評価結果につきましては、第1章は全6項目のうち、進捗状況が想定以上のA評価は、1項目、予定どおりのB評価が3項目、想定以下のC評価が2項目でございます。

また、第5章は12項目中、A及びBがそれぞれ3項目、Cが6項目、第8章は5項目すべてがA評価でございます。

今回は、進行管理初年度ということもあって、評価方法等と手探り的な部分があり、そ の点について、評価のあり方として、たくさんの御意見をいただきました。

これらのいただいた御意見は、次年度の進行管理に反映をし、よりわかりやすいものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件につきましても報告案件でございますが、ただいまの報告に対して、特に御発言がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議 会を閉会いたします。

閉会 午後3時15分